

○ 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農林水産省農村振興局長通知）  
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（提出書類）</p> <p>第11条 1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/</a>」）に基づくものとする。</p> <p>（業務実績データの作成及び登録）</p> <p>第12条 受注者は、請負代金額が<u>200万円</u>以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（提出書類）</p> <p>第11条 1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf</a>」）に基づくものとする。</p> <p>（業務実績データの作成及び登録）</p> <p>第12条 受注者は、請負代金額が<u>100万円</u>以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。 なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>

2 (略)

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

(打合せ等)

#### 第40条

1～3 (略)

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※1「ウィークリースタンス」※2に努める。

※1ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

※2ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

(木造特殊建物)

#### 第82条 (略)

2 前項の実施に当たっては、運用方針第15別表第11に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

2 (略)

## 第2章 用地調査等業務の基本的処理

### 第1節 用地調査等業務の実施手続

(打合せ等)

#### 第40条

1～3 (略)

4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

(新設)

(木造特殊建物)

#### 第82条 (略)

2 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

改正後

別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書「様式」関係

様式第7号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年	月	日	調査者	整理番号
表題部（土地の表示）					
所在					
地番	最終支号	不動産番号			
地目	地積				
登記原因及びその日付					
所有者					
権利部 甲区 欄（所有権）					
登記 名義 人	氏名、名称	共有持分			
	住所、所在地				
	氏名、名称	共有持分			
	住所、所在地				
	氏名、名称	共有持分			
住所、所在地					
権利部 乙区 欄（所有権以外の権利）					
登記 名義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類	順位 番号	権利の内容		
	権利の始期	存続期間			
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類	順位 番号	権利の内容		
権利の始期	存続期間				
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

改正前

別記（Ⅰ）用地調査等業務共通仕様書「様式」関係

様式第7号の2

土地の登記記録調査表

調査年月日	年	月	日	調査者	整理番号
表題部（土地の表示）					
所在					
地番	最終支号	不動産番号			
地目	地積				
所有者					
権利部 甲区 欄（所有権）					
登記 名義 人	氏名、名称	共有持分			
	住所、所在地				
	氏名、名称	共有持分			
	住所、所在地				
	氏名、名称	共有持分			
住所、所在地					
権利部 乙区 欄（所有権以外の権利）					
登記 名義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類	順位 番号	権利の内容		
	権利の始期	存続期間			
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類	順位 番号	権利の内容		
権利の始期	存続期間				
仮登記の内容					

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

改正後

「別記1」 建物等区分表

表1・表2 (略)

表3 立竹木等区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹                      観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<b>おおむね</b>明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>B～G (略)</p>
用 材 林	(略)
薪 炭 林	(略)
収 穫 樹	<p>A 果樹                      りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① (略)</p> <p>②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内<b>あるいは</b>田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B (略)</p>
竹 林	(略)

改正前

「別記1」 建物等区分表

表1・表2 (略)

表3 立竹木等区分

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹                      観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>①高木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<b>概ね</b>明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>B～G (略)</p>
用 材 林	(略)
薪 炭 林	(略)
収 穫 樹	<p>A 果樹                      りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。</p> <p>① (略)</p> <p>②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内<b>或いは</b>田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p>B (略)</p>
竹 林	(略)

苗木(植木畑)	(略)
その他の立木	(略)
立毛(農作物)	(略)

苗木(植木畑)	(略)
その他の立木	(略)
立毛(農作物)	(略)

改正後

別記(Ⅱ) 価格積算基準

用地調査等業務の価格積算基準

Ⅱ 業務費の構成  
(略)

第1 用地測量業務（土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理等業務をいう。）

1 測量業務費の価格積算基準 (略)

2 測量業務費構成費目の内容

2-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

(略)

① 直接人件費

直接人件費は、用地測量の実施に必要な技術者の費用（業務打合せ及び往復旅行時間に係る技術者を含む。）で、技術者の職種は下表による。

職種名	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
表示職種	主任技師	技師	技師補	助手	補助員

なお、用地測量における技術者の職種区分は、測量

改正前

別記(Ⅱ) 価格積算基準

用地調査等業務の価格積算基準

Ⅱ 業務費の構成  
(略)

第1 用地測量業務（土地等に係る権利調査・用地測量及び登記資料収集整理等業務をいう。）

1 測量業務費の価格積算基準 (略)

2 測量業務費構成費目の内容

2-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

(1) 直接測量費

(略)

① 直接人件費

直接人件費は、用地測量の実施に必要な技術者の費用（業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。）で、技術者の職種は下表による。

職種名	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
表示職種	主任技師	技師	技師補	助手	補助員

なお、用地測量における技術者の職種区分は、測量

業務標準歩掛について（平成13年3月29日付け12農振第1973号農林水産省農村振興局長通知）に準拠する。

②～⑤ （略）

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3)・(4) （略）

第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査

業務標準歩掛について（平成13年3月29日付け12農振第1973号農林水産省農村振興局長通知）に準拠する。

②～⑤ （略）

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用とする。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3)・(4) （略）

第2 用地調査業務（権利調査（墓地管理者等の調査、土地利用履歴等調査）、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書の作成、完了図書の作成、内水面漁業権等調査

及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。)

1 用地調査業務費の価格積算基準 (略)

2 調査業務費構成費目の内容

2-1 直接原価

(略)

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地調査を実施するために必要な技術者の人件費(業務打合せ及び往復旅行時間に係る技術者を含む。)である。

なお、用地調査業務における技術者の職種は、下表による。

職種名	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
表示職種	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D

(2) (略)

2-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するものを除く)で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含むものである。

(1) 間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する

及び写真台帳の作成業務その他用地測量業務以外の調査業務をいう。)

1 用地調査業務費の価格積算基準 (略)

2 調査業務費構成費目の内容

2-1 直接原価

(略)

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地調査を実施するために必要な技術者の人件費(業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。)である。

なお、用地調査業務における技術者の職種は、下表による。

職種名	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
表示職種	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D

(2) (略)

2-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費(積上計上するものを除く)で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。

(1) 間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する

経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。

改正後

別記（Ⅲ）標準歩掛

標準歩掛

1. 用地測量業務

(1) (略)

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査（当初）	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査（追跡）	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	区分地上権設定範囲図の作成	内	×	×
土地境界確認書作成	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
復元測量	内・外	○	×	地積測量図作成	内	○	×
				不動産調査報告書作成	外	○	×

地域による変化率 (略)

縮尺による変化率 (略)

(3) (略)

(4) 打合せ協議

作業打合せにおける打合せ1 回当たりの標準配置人員

打合せ時期 \ 職種	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補
着 手 前	1	1	
中 間 (必要な作業 工程段階)	1		1
最 終	1	1	

(注) 1～3 (略)

4 打合せ当日以外の往復旅行時間は、必要に応じて別途計上する。

5 (略)

2. 用地調査業務 (略)

改正前

別記（Ⅲ）標準歩掛

標準歩掛

1. 用地測量業務

(1) (略)

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査（当初）	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査（追跡）	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	区分地上権設定範囲図の作	内	×	×
土地境界確認書作成	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
復元測量	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×
				不動産調査報告書作成	内・外	○	×

地域による変化率 (略)

縮尺による変化率 (略)

(3) (略)

(4) 打合せ協議

作業打合せにおける打合せ1 回当たりの標準配置人員

打合せ時期 \ 職種	測量主任技師	測 量 技 師	測量技師補
着 手 前	1	1	
中 間 (必要な作業 工程段階)	1		1
最 終	1	1	

(注) 1～3 (略)

4 打合せ当日以外の旅行日数は、必要に応じて別途計上する。

5 (略)

2. 用地調査業務 (略)































